

## 第1回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和8年3月6日（金）16：10～16：27

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議委員9名

資 料：第1回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議名簿

資料2 「政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議」  
の設置について

資料3 政務活動費ガイドラインの改正について

資料4 意見報告シート

委 員：ただ今から第1回「政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議」を開催する。なお、本日は吉田議員が欠席となる。この会議は、2月3日の代表者会議で、政務活動費のガイドラインの見直しにあたり、議会改革推進会議で検討を行うことが決定されたことを受け、2月17日の議会改革推進会議役員会で、「政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議」として設置された。このプロジェクト会議では、政務活動費ガイドラインに関する課題等について議論を進めていくので、皆さまの協力をお願いしたい。まず、去る2月17日の議会改革推進会議役員会での協議、及びその後の調整により、この会議の委員は資料1の名簿のとおりである。次に、正副座長については、議会改革推進会議役員から選出することが役員会で決定されている。ついては、田中委員を座長、石垣委員を副座長としたいと思うが、よろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。また、本プロジェクト会議の名称、目的、構成等は、同じく2月17日の議会改革推進会議役員会で、資料2のとおりと決定されているので、確認をお願いしたい。次に、会議の運営について、本プロジェクト会議の運営に関しては、これまでの例にならぬ、私から提案させていただく。一点目は、本プロジェクト会議は公開とすること。二点目は、本プロジェクト会議における議事の概要を県議会のホームページに掲載すること。三点目は、議事概要のホ

ームページへの掲載は発言委員を特定しない形で行うこと。以上の3点を提案する。このことについて、委員各位の意見はいかがか。

全 員：異議なし。

委 員：それではそのようにする。次に、旅費の支出基準の改定に伴う政務活動費ガイドラインの改正についてご協議を願いたい。令和7年12月に「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正したことにより、宿泊費を定額支給から実費支給に改めることなど、公務の旅費は既に支出基準が改正されている。また、政務活動費の旅費は「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に規定する旅費の例により支出することが定められている。このため、代表者会議で令和8年4月1日以降に交付される政務活動費から旅費の支出基準を改正する方針が決定されているので、政務活動費ガイドラインを速やかに改正する必要がある。ついては、ガイドラインの改正案を作成したので、その詳細について資料3により事務局から説明する。

事務局：資料3説明

委 員：ただいまの説明について、質疑があればお願いしたい。

委 員：宿泊が宿泊証明書を用いて定額ではなくて実費になるということだが、その実費の上限が、別添1の表で、内閣総理大臣、指定職職員等と職務の級が十級以下の者と3つあるが、私たちはどれを見るとよいのか。

事務局：内閣総理大臣の欄となる。

委 員：そこに食事が含まれているか否かで手当が変わってくるということで、この内閣総理大臣の宿泊上限額はまああの金額だなという印象だが、例えば東京で4万円の宿泊費に食事代が含まれているかの内訳は別に問わないのか。

事務局：例えば、その領収書の額に夕食代が含まれている場合は、別に支給される宿泊手当が減額されることになる。もう少し細かく申し上げると、夕食・朝食代が明細まで出る場合、総額から夕食・朝食代を引いて純粋に宿泊代とし、その宿泊代が実費、宿泊手当2,400円は満額出ることとなる。逆に、夕食・朝食代が含まれているが明細はわからない場合は、その支給額の総額は上限を超えない限りとなり、宿泊手当の減額で調整が行われる。

委 員：宿泊手当が800円減額されるということは、食事が800円相当だという

想定だと思う。しかし、3万円や4万円の宿泊代に食事がついていると、ひょっとしたら800円どころではない食事が入っていても、明記されていなければ問わないのかという疑問があったので質問した。

事務局：食事代が特定できればその額を差し引いた実費となるが、含まれているがわからない場合は基準を置かざるをえないため、国に従うと2400円、1600円、800円という基準になることを理解いただきたい。

委員：夕食代、朝食代込みと書いてもらわないといけないのか。

事務局：そこは書いてもらいたい。記載がない場合には、夕食込み・朝食込みと書き加えることで今後の運用をお願いしたい。

委員：相手を書かなくてこっちが書いてもいいのか。

事務局：相手方が書くのが望ましいが、そうではない場合、例えばオンライン等でのやりとりで相手方が書くことができない場合等はやむを得ないので、議員自身で書くことをお願いしたい。

委員：消費税込か消費税別のどちらか。

事務局：消費税込である。

委員：領収証について、ネットではカード払いが多いが、そのカード支払いの控えではだめなのか。泊まった先で改めて領収書をもらわないといけないのか。

事務局：その点については確認のうえ、後日お知らせする。

委員：宿泊手当が入る新しい第10号様式は事務局からもらえるのか。

事務局：改正が成立した後には用意する。

委員：他に質疑がないなら、事務局からの説明もあった通り、この改正は急を有し、4月1日施行としたいことから、これを本プロジェクトの会議の案とし、3月9日に開催される議会改革推進会議役員会に報告をすることでいかがか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。次に、今後の進め方等について、ご協議をお願いしたい。このプロジェクト会議では、政務活動費ガイドラインに関する課題等について、委員から忌憚のない意見をいただいて議論を進めたいと考えている。ついでには、資料4の意見報告シートをそれぞれの会派に持ち帰って意見をいただき、次回から頂いた意見をテーマとして議論を進めていきたいと考えているがいかがか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。各委員におかれては、各会派での意見の取りまとめについてお願いしたい。また、意見報告シートは3月31日までに事務局へ提出をお願いする。本日も協議いただく事項は以上だが、他に何かないか。なければ以上で本日の会議を終了する。